

## 高砂市地域公共交通会議設置要綱

### (設置)

第1条 地域の需要に応じた日常生活に必要なバス等の旅客運送の確保その他旅客の利便性の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、道路運送法施行規則（昭和26年運輸省令第75号）第4条の2に規定する地域公共交通会議として、高砂市地域公共交通会議（以下「交通会議」という。）を設置する。

### (協議事項)

第2条 交通会議は、次に掲げる事項を協議する。

- (1) 地域の生活交通の確保に関する事項
- (2) 地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様等に関する事項
- (3) 市運営有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (4) 交通会議の運営方法その他交通会議が必要と認める事項

2 道路運送法に規定する協議運賃については、第8条に規定する運賃協議部会で協議を行う。

### (組織)

第3条 交通会議は、会長、副会長及び委員で組織する。

2 委員は、次に掲げる者から市長が委嘱する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送業者及びその他関係者が組織する団体
- (2) 住民又は利用者の代表
- (3) 神戸運輸監理部の職員
- (4) 兵庫県の関係行政機関の職員
- (5) 市の関係機関の職員
- (6) 高砂警察署の職員
- (7) その他市長が必要と認める者

3 会長、副会長及び委員のほか交通会議の運営を円滑に行うため、オブザーバーを置くことができる。

### (任期)

第4条 委員及びオブザーバーの任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員及びオブザーバーの任期は、前任者の残任期間とする。

### (会長及び副会長)

第5条 交通会議に会長及び副会長を置く。

2 会長は、委員の互選によって定め、副会長は、委員のうちから会長が指名する。

3 会長は、交通会議を代表し、会務を総括する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、これを代理する。

### (会議)

第6条 交通会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 交通会議は、委員の過半数以上が出席しなければ開催することはできない。

3 交通会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長がこれを決する。

4 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を交通会議に出席させ、説明又は意見を求めることができる。

5 交通会議は、原則として公開とする。ただし、開催日時及び場所、議題、協議の概要、合意事項等を記載した議事概要の公開をもってこれに代えることができる。

6 交通会議は、委員の招集が困難である場合は、書面による協議を行うことができ

る。

(専門部会)

第7条 会長は、必要に応じて交通会議に専門部会を置くことができる。

(運賃協議部会)

第8条 道路運送法(昭和26年法律第183号)第9条第4項に規定する協議会として協議部会(以下「運賃協議部会」という。)を置く。

2 運賃協議部会は、第3条第2項に規定する委員のうち、別表に掲げる者をもって組織する。

3 運賃協議部会に部会長を置き、都市創造部長をもって充てる。

4 部会長は、会務を総括し、運賃協議部会を代表する。

5 部会長は、運賃協議部会の会議を招集し、その議長となる。

6 運賃協議部会は、原則公開するものとする。ただし、部会長が認めるとき、又は運賃協議部会が公開しない旨を決議したときは、公開しないことができる。

7 部会長は、運賃協議部会で協議し決定した事項を交通会議に報告しなければならない。

8 第8条第2項から前項までに定めるもののほか、運賃協議部会に関し必要な事項は、部会長が別に定める。

(庶務)

第9条 交通会議及び運賃協議部会の庶務は、都市創造部都市住宅室都市政策課において処理する。

(その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、交通会議の運営に関して必要な事項は、会長が交通会議に諮り定める。

#### 別 表 (第8条関係)

運賃協議部会の委員となるもの	備考
一般乗合旅客自動車運送事業者	2人以内
市が定める住民又は利用者の代表	1人
神戸運輸監理部の職員	1人
市が定める市の関係機関の職員	1人

#### 附 則

1 この要綱は、平成19年9月1日から施行する。

2 平成14年5月22日施行の高砂市交通網整備計画懇談会設置要綱は廃止する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成21年4月1日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成22年4月21日から施行する。

#### 附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年1月14日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和5年10月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和6年2月14日から施行する。